

平成 26 年 6 月 30 日

各 位

本 社 所 在 地 大 阪 市 中 央 区 農 人 橋 一 丁 目 1 番 22 号
会 社 名 ミネルヴァ・ホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役会長兼社長 中島 成浩
(JASDAQ・証券コード3090)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 藤原 秀樹
電 話 番 号 06-6910-0031(代表)
U R L <http://www.minerva-hd.com/>

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日付で、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「1. 当社普通株式全部取得手続きのための定款一部変更」の「I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」の「（1）変更の理由」の②において定義いたします。）の取得について、平成26年7月24日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議すること、並びに全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社普通株式全部取得手続きのための定款一部変更

I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

（1）変更の理由

平成26年3月13日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び同年5月17日付当社プレスリリース「ソパージャ エス ピー アール エルによる当社株式に対する公開買付けの結果及び親会社の異動に関するお知らせ」等にてお知らせ申し上げますとおり、ソパージャ エス ピー アール エル（SOPARJA S. P. R. L.）（以下「ソパージャ」といいます。）は、平成26年3月14日から同年5月16日まで当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、ソパージャは同年5月23日の決済開始日をもって、当社普通株式941,941株（当社の総株主の議決権の数（平成26年1月31日現在の発行済株式総数1,420,600株から議決権を有しない株式数200株を控除した総株主の議決権の数14,204個に基づき算出しております。）に対する議決権の割合66.31%（小数点以下第三位四捨五入。））を所有するに至りました。

平成26年3月13日付ソパージャのプレスリリース「MBOによるミネルヴァ・ホールディングス株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、ソパージャによれ

ば、継続企業の前提に重要な疑義が存在するという当社の厳しい財務状況のもとで、当社の株主の皆様は経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ばないように回避しつつ、当社グループを継続企業として運営していくためには、当社の代表取締役である中島成浩氏並びにその親族である中島一成氏、藤高俊則氏、中島千波氏、中島ミユキ氏、波戸明美氏、藤高尚美氏、藤高伸浩氏及び藤高秀子氏（以下これらの創業家株主9氏を総称して「創業家株主」といいます。）とオキシレングループが協力してその責任とリーダーシップのもとで、当社の株式を非上場化し、当社の株主を創業家株主とオキシレングループの少数に限定し、当社の取締役会の構成員を少人数にすることにより、当社の抜本的な経営改革が実行可能な組織体制を構築し、当社グループのリストラクチャリングを実行したうえで、財務基盤を強化するといった抜本的な経営改革を実行することが不可避であるとの結論に至ったとのことです。

一方、当社といたしましても、平成26年3月13日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせ申し上げますとおり、本公開買付けを含む一連の取引（以下「本取引」といいます。）に関する提案を検討するため、法務アドバイザーである弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所から受けた法的助言、並びに独立性を有する第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計から取得した株式価値算定書、本取引を行うにあたり、当社の取締役会の諮問機関として平成26年2月12日に設置された第三者委員会から提出された意見書の内容を踏まえ、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議・検討を行った結果、付加価値が高い、他社にない特色のあるパッションブランド製品を有するソパー ज्याが属するオキシレングループとの関係強化を行うことが当社にとって最善であり、かかる関係強化を通じて当社グループの業績・財務基盤の更なる改善を図るためには、マーケティング方法の見直しやこれまで業績を伸ばさせるために行ってきた事業の多角化を見直し、本業であるアウトドア・スポーツのEコマース事業へ資源を集中させ、事業の集中と選択を行うという抜本的な対策が必要であり、かかる対策を講じるためには迅速な意思決定を行い得る体制が必要であること、また、かかる経営改革に伴うリスクの負担が株主の皆様には及ばないように回避しつつ、当社グループの企業価値を中長期的に向上させることを可能とするためにも、当社を非上場化してオキシレングループとの共同経営体制を構築することが最善の選択肢であると判断いたしました。

このため、当社は、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、ソパー ज्याの要請に基づき、当社普通株式の非上場化のため、以下の①から③の方法（以下「本定款一部変更等」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、下記（2）に記載の定款変更案第6条の2にA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を159,800分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 159,800 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、ソパージャ、中島成浩氏及び中島一成氏以外の各株主様に対して取得対価として交付される、A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式をソパージャに売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 935 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、現行定款第 8 条におきまして、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件-1」で設けられる A 種種類株式については 1 株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするための変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」が本臨時株主総会において承認可決された時点でその効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3,866,800株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1</u>100株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第19条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3,866,800株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>3,866,790株</u>、<u>A種種類株式の発行可能種類株式総数は、10株</u>とする。</p> <p>(<u>A種種類株式</u>) 第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は1株</u>とする。</p> <p>(<u>種類株主総会</u>) 第19条 <u>第12条、第13条、第14条、第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2 <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3 <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第20条～第47条 (現行どおり)</p>

II. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

（1）変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明しております本定款一部変更等のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を159,800分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

（2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において、「定款一部変更の件-1」及び下記「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに普通株主の皆様による種類株主総会において、「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成26年8月28日といたします。

（下線は変更箇所を示します。）

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追加変更案
（新設）	<u>（全部取得条項）</u> <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、A種種類株式を普通株式1株につき159,800分の1株の割合をもって交付する。</u>

2. 全部取得条項付普通株式の取得の件（「全部取得条項付普通株式の取得の件」）

I. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」においてご説明しておりますとおり、当社としては、当社を非上場化してオキシレングループとの共同経営体制を構築することが最善の選択肢であると判断いたしました。

「全部取得条項付普通種類株式の取得の件」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げます本定款一部変更等のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を159,800分の1株の割合をもって交付いたします。なお、当該交付がなされるA種種類株式の数は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し

上げましたとおり、ソパージャ、中島成浩氏及び中島一成氏以外の各株主様に対して当社が交付する、A種種類株式の数が1株未満の端数となるよう設定されています。

株主の皆様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をソパージャに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に935円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

II. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を159,800分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成26年8月28日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、普通株主様による種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III. 上場廃止

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所JASDAQ市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、JASDAQの上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成26年7月24日から同年8月24日まで整理銘柄に指定された後、平成26年8月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

3. 当社普通株式全部取得手続の日程の概要（予定）

当社普通株式全部取得手続の日程の概略（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日公告	平成26年5月20日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成26年6月4日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成26年6月30日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成26年7月24日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成26年7月24日（木）
当社普通株式のJASDAQにおける整理銘柄への指定	平成26年7月24日（木）
当社普通株式のJASDAQにおける売買最終日	平成26年8月22日（金）
当社普通株式のJASDAQにおける上場廃止日	平成26年8月25日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成26年8月27日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成26年8月28日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成26年8月28日（木）

4. 支配株主との取引等に関する事項

上記2. IIに記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、コーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することと致しております。

本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

当社は、本件取得を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成26年3月13日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3.（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり措置を講じており、同プレスリリース「3.（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「②第三者委員会の設置」に記載のとおり、本取引についての検討にあたり、本取引に関し独立性を有する小野昌史氏（弁護士）、池田勉氏（会計士・税理士）佐藤恒一氏（常勤社外監査役）、大社昂氏（社外監査役）、西川繁氏（社外監査役）から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会から、本公開買付けが企業価値の向上に資すること、中長期的な発展を実現するという、本公開買付けの目的に相当性が認められること、公開買付けの手法を取ることとは妥当な手法であること、意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、当社の株主に対して合理的なプレミアを付した価格での株式売却の機会を提供するものであること等から、本件取得を含む本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨をそれぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする意見書を平成26年3月13日付で取得しております。

また、当社は、上記1. I（1）及び2. Iに記載いたしましたとおり、A種種類株式をソパージャに売却す

ることによって得られた金銭をその端数に応じて各株主の皆様へ交付する際に、各株主の皆様へ交付される金銭の額について、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、別途定める基準日（平成26年8月27日と予定しております。）におきまして全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に、本公開買付価格と同額である935円を乗じた額に相当する金額となるように設定することを予定しております。

加えて、中島成浩氏及び、宮田由佳子氏は、本取引について当社との間で構造的な利益相反状態にあるため、本件取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、特別利害関係人として、平成26年6月30日開催の当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加していません。

なお、上記取締役会における本件取得に関する議案については、中島成浩氏、宮田由佳子氏を除いた当社の取締役全員一致で、本件取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当社の全ての監査役が、当社の取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

以上